第２章　計画の基本的な考え方

１　計画でめざす姿

本市では、すべての人が家庭や職場、地域社会などあらゆる場で「性別等にかかわらず人権や個人の生き方が尊重される社会」、あらゆる暴力が根絶され「安心して暮らせる社会」、そしてすべての人が希望する働き方ができ、仕事と家庭生活等を両立し「能力を発揮し活躍できる社会」の３つの柱のもと様々な施策を実施し、「性別等にかかわらず市民一人ひとりの個性が輝く『住みよいまち、住みたいまち』」の実現を目指します。

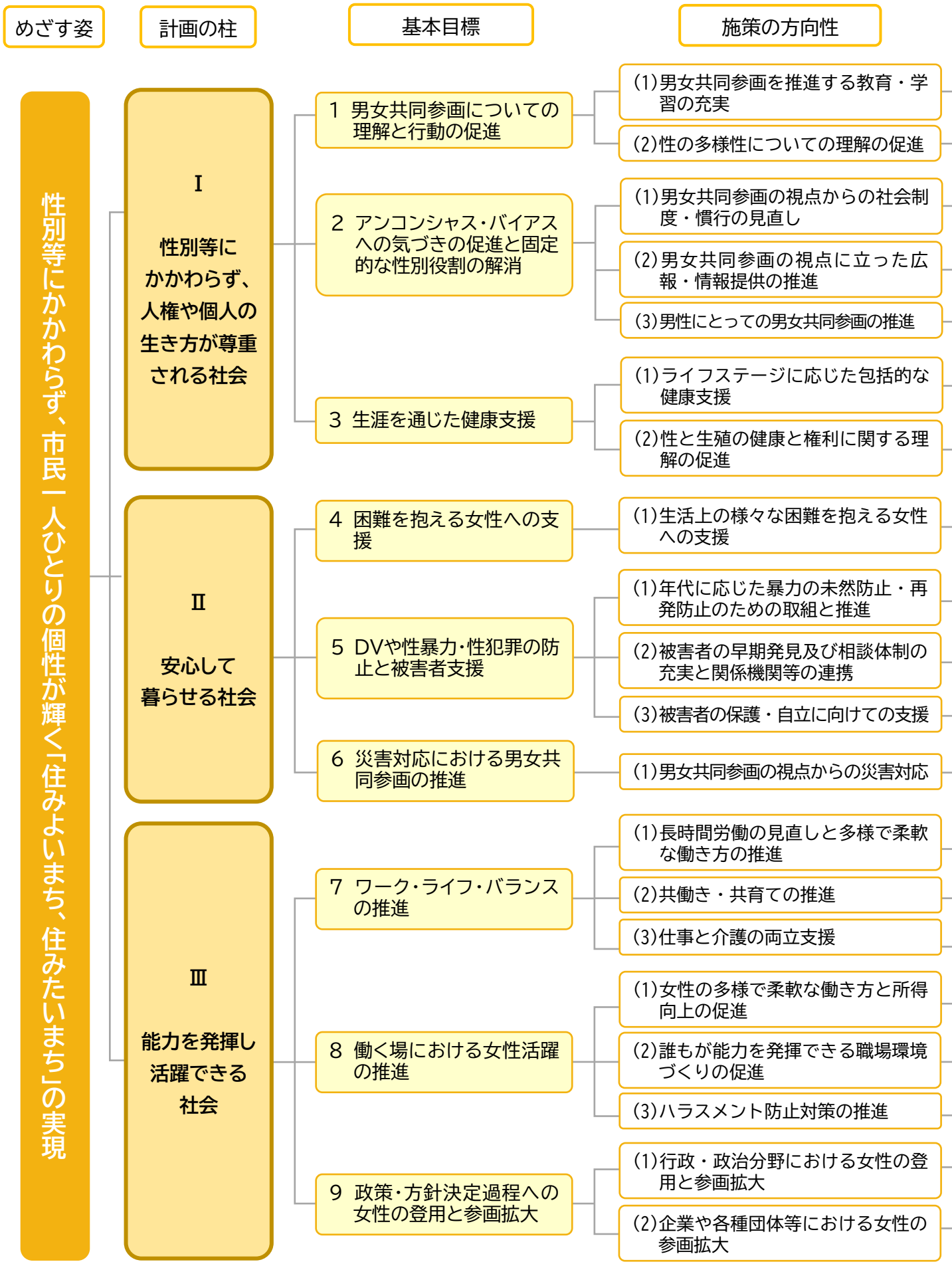
平成14（2002）年度のさんかくプラン策定から第５次さんかくプランまでの24年間において、施策の推進にあたっては、市、市民、事業者、自治組織など、多様な主体が目標を共有し、対等なパートナーとして力を合わせて協働して様々な取組を進めた結果、男女共同参画についての理解や意識に一定の変化が認められます。

市民の理解や意識の変化が、市民一人ひとりの行動の変容につながるよう、自分ごととして捉えるための取組を行うとともに、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を施策に反映する「ジェンダー主流化」を推進し、ＳＤＧｓが目標５として掲げる「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとするすべてのＳＤＧｓの達成に向けて男女共同参画を推進していくこととします。



2　計画の体系

第６次さんかくプランでは、『性別等にかかわらず、市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」の実現』を本市が「めざす姿」とし、３本の「計画の柱」と９つの「基本目標」からなる体系とします。


めざす姿
計画の柱
基本目標
施策の方向性
性別等にかかわらず、市民一人ひとりの個性が輝く「住みよいまち、住みたいまち」の実現
Ⅰ 性別等にかかわらず、人権や個人の生き方が尊重される社会
Ⅱ 安心して暮らせる社会
Ⅲ 能力を発揮し活躍できる社会
1 男女共同参画についての理解と行動の促進
(1)男女共同参画を推進する教育・学習の充実
(2)性の多様性についての理解の促進
2 アンコンシャス・バイアスへの気づきの促進と固定的な性別役割の解消
(1)男女共同参画の視点からの社会制度・慣行の見直し
(2)男女共同参画の視点に立った広報・情報提供の推進
(3)男性にとっての男女共同参画の推進
3 生涯を通じた健康支援
(1)ライフステージに応じた包括的な健康支援
(2)性と生殖の健康と権利に関する理解の促進
4 困難を抱える女性への支援
(1)生活上の様々な困難を抱える女性への支援
5 DVや性暴力・性犯罪の防止と被害者支援
(1)年代に応じた暴力の未然防止・再発防止のための取組と推進
(2)被害者の早期発見及び相談体制の充実と関係機関等の連携
(3)被害者の保護・自立に向けての支援
6 災害対応における男女共同参画の推進
(1)男女共同参画の視点からの災害対応
7 ワーク・ライフ・バランスの推進
(1)長時間労働の見直しと多様で柔軟な働き方の推進
(2)共働き・共育ての推進
(3)仕事と介護の両立支援
8 働く場における女性活躍の推進
(1)女性の多様で柔軟な働き方と所得向上の促進
(2)誰もが能力を発揮できる職場環境づくりの促進
(3)ハラスメント防止対策の推進
9 政策・方針決定過程への女性の登用と参画拡大
(1)行政・政治分野における女性の登用と参画拡大
(2)企業や各種団体等における女性の参画拡大

具体的施策等

①幼児期からの発達段階に応じた男女共同参画教育の推進　②市職員の男女共同参画についての理解と行動の促進
③地域や家庭における男女共同参画の行動を促す学習機会の提供　④男女共同参画を推進する人材の育成
⑤メディアリテラシー等の情報教育の推進　⑥世界の動きや国際的な取組等についての情報提供及び外国人市民の参加促進

①市民や企業への性の多様性（SOGI等）についての啓発と理解促進　②市職員・教職員の性の多様性（SOGI等）についての理解と適切な対応の促進　③岡山市パートナーシップ宣誓制度の活用促進

①地域・家庭・職場におけるアンコンシャス・バイアスへの気づきと固定的な性別役割の解消のための啓発　②こどもの頃からの様々な分野への興味の拡大　③市職員における無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に捉われないキャリア形成ができる組織風土づくり

①男女共同参画の視点に立った市の広報活動の充実　②多様な媒体を通じた広報・啓発の推進

①男性の男女共同参画に対する理解と促進　②男性の家事・育児・介護等への参画に向けた意識啓発

①プレコンセプションケアの理解促進　②企業等における健康課題への理解と取組の推進
③健康づくりのための知識の普及啓発　④こころの健康づくりの推進

①性に関する学習機会の充実・啓発　②学校における性に関する指導の充実

①様々な困難や不安を抱える人への支援　②女性やこどもの貧困対策の推進
③ひとり親家庭（母子家庭）への支援

①市民への DV、性暴力・性犯罪防止の啓発　②こども・若者への予防啓発
③地域における防犯活動の推進

①被害者を早期に発見するための環境づくり　②男女共同参画相談支援センターを中心とした相談体制の充実
③関係機関や団体との連携・協力体制の強化

①被害者の保護のための支援　②被害者の自立に向けた支援
③DV が起きている家庭等のこどもへの支援　④住民基本台帳の閲覧制限の支援措置

①地域防災における女性の参画拡大　②男女共同参画の視点を取り入れた防災の啓発
③避難所における性別に伴う困りごとへの相談支援

①企業等の経営者や管理職の意識改革に向けた啓発　②企業等における働き方改革の促進
③市職員の働き方改革

①保育等サービスの充実　②放課後児童対策の充実
③子育てに関する相談支援体制の充実　④育児休業等の取得促進と共育てを支える職場環境の整備

①介護に関する相談支援体制の充実　②介護離職を防止する職場環境の整備と制度利用の促進

①キャリア形成への支援とリスキリングの推進　②再就職及び正規雇用化・待遇改善への支援
③起業・創業など雇用によらない働き方への支援

①企業等における女性活躍促進に向けた啓発　②企業等の優れた取組の顕彰及び情報発信
③企業や関係機関、団体等の連携の強化　④女性活躍推進法等関係法令や制度の周知

①あらゆる場におけるハラスメントの防止に向けた取組の促進

①審議会等における積極的改善措置　②政治に関心を持つ人材の育成

①企業等における女性の管理職等への登用の促進　②農林水産業における女性の参画促進
③自治組織、PTA等地域活動における女性の参画促進

3　指標について

第６次さんかくプランでは、『成果指標』を基本目標の進展を測る指標、『取組指標』を事業の進捗状況を測る指標として設定し、取組指標は年度ごとに評価し、年次報告書として公表します。

また、第５次さんかくプランで目標をすでに達成もしくは近々に目標の達成が見込まれている指標や、目標の設定は難しいが、男女共同参画社会の進展を測るうえで、重要と考えられる指標を『参考指標』として設定し、定期的に状況を確認することとします。

4　推進体制と進行管理

（１）推進体制

①　女性が輝くまちづくり推進本部

さんかく条例第28条第３項の規定に基づき、市長を本部長として、局長級の職員又はその職員が指名する職員により構成されています。幹部職員に限定すると、現状では男性に偏ってしまうため、部下である女性職員の中からふさわしい者を指名する制度を導入することにより、男女一方の性に偏ることなく多様な視点を施策に反映し、推進します。

関係部局相互の連携により男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に企画、調整を行い、全庁的な取組を図るための庁内組織です。

②　男女共同参画専門委員会

さんかく条例第29条の規定に基づく市長の附属機関です。委員の定数は10人以内で、学識経験者、公募委員等により構成されています。

さんかく条例第９条の規定に基づくさんかくプランの策定やプランの推進状況に関する評価を行い、施策の効率的な推進を図ります。

また、審議会委員は男女いずれの性も４割以上とするさんかく条例第19条に規定する適用除外について審査を行うほか、さんかく条例第20条の規定に基づき男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策の苦情の処理に当たっての審議を行います。

③　男女共同参画社会推進センター（さんかく岡山）運営委員会

岡山市男女共同参画社会推進センター条例第15条の規定に基づく市長の附属機関です。委員の定数は８人以内で、センター利用者のほか学識経験者等により構成されています。

さんかく岡山の運営及び事業に関する調査審議を行い、さんかく岡山の運営及び事業に利用者の視点を反映させます。

④　拠点施設「さんかく岡山」

さんかく条例第28条第１項に基づく、市、市民、自治組織及び事業者が互いに協働して男女共同参画社会の形成の効果的な促進を図るための拠点施設として、平成12（2000）年に男女共同参画センター「さんかく岡山」を開設し、様々な課題に応じた「広報啓発」、「講座」、「相談事業」、「情報収集・提供」、「調査研究」などの事業を実施しています。

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和８（2026）年４月１日施行）により、地域における関係者相互の連携・協働を促進するための拠点として法的に位置づけられました。

国やナショナルセンターとして法的に位置づけられた独立行政法人男女共同参画機構と密接に連携し、様々な事業を実施し男女共同参画社会を推進するための拠点機能の充実を図ります。

（２）進行管理

着実に男女共同参画を推進するために、本計画に基づく事業や指標の状況を確認し、毎年度取組指標及び事業の実施状況等を明らかにした年次報告書を作成し、公表します。

年次報告書は、男女共同参画専門委員会に報告し、意見及び評価を受けてさんかくプランの進行管理を行い、その結果を施策に反映するよう努めます。